

# 主な保険金のご案内

## AIG損保 業務災害総合保険(ハイパー任意労災)

のご案内では、業務災害総合保険に関する補償保険金の概要をご説明しています。ご契約の内容や事故の状況によってお支払いできる保険金が異なりますので、詳細につきましては、取扱代理店・扱者、弊社社員または弊社損害サービスセンターまでお問合せください。

保険金の種類	保険金をお支払いする場合の概要
<b>ケガなどの補償</b> 補償対象者(従業員の方など)が保険期間中に被った次のケガなどが、補償の対象となります。「業務上疾病」を除き、いずれもケガなどを被った日を含めて180日(医療費用補償保険金のみ365日)の間がお支払いの対象です。 ● 業務に従事中または通勤途上の急激かつ偶然な外来の事故によるケガ(骨折、やけどなど) 有毒ガス・有毒物質による急性中毒および業務に従事中に摂取した食品が原因の細菌性食中毒およびウイルス性食中毒も補償します。 ● 業務遂行に伴い生じた日射病、熱射病などの症状 ● 業務上疾病(くも膜下出血、心筋梗塞、うつ病など) 業務を原因とする病気を補償します。ただしアスベストが原因の病気、化学物質による胆管がん、塵肺症を除きます。なお、対象となる保険金およびお支払いの条件は、次のとおりです。 ◇ 死亡補償保険金・後遺障害補償保険金は、労災保険の給付が決定した場合に補償の対象となります。 ◇ 入院補償保険金・入院補償一時金・手術補償保険金は、労災保険の給付の請求が受理された場合で、保険期間中に入院を開始または手術を受けたときに補償の対象となります。 ● 労災保険の給付が決定した自殺行為によるケガなど	
<b>死亡補償保険金</b>	ケガなどにより亡くなった場合に、ご契約の保険金額の全額をお支払いします。同一の原因によるケガなどに対して、死亡補償保険金と後遺障害補償保険金を重複してお支払いする場合は、いずれか高い金額が限度となります。
<b>後遺障害補償保険金</b>	ケガなどにより身体に障害が残った場合に、障害の程度に応じて、後遺障害等級(第1級～第14級)ごとに定めたご契約の保険金額をお支払いします。
<b>入院補償保険金</b>	ケガなどにより入院した場合に、[ご契約の保険金日額×入院日数]をお支払いします。(同一の原因によるケガなどにつき180日限度)
<b>手術補償保険金</b>	ケガなどにより所定の手術を受けた場合に、次のいずれかの算式による額をお支払いします。(同一の原因によるケガなどにつき1回) ① 入院中に受けた手術の場合 [入院補償保険金日額×10] ② ①以外の手術の場合 [入院補償保険金日額×5]
<b>通院補償保険金</b>	ケガなどにより通院した場合に、[ご契約の保険金日額×通院日数]をお支払いします。通院に準じた状態(骨折・脱臼・靭帯損傷などで、長管骨・脊柱などの所定の部位を固定するためにギプスなどを常時装着した状態をいいます。)および往診も対象となります。(同一の原因によるケガなどにつき90日限度)
<b>入院補償一時金</b>	入院補償保険金をお支払いする場合で1泊2日以上入院したときに、ご契約の保険金額の全額をお支払いします。(同一の原因によるケガなどにつき1回)
<b>医療費用補償保険金</b>	ケガなどにより医師の治療を受けた場合に、実際に負担した次の費用をお支払いします。(同一の原因によるケガなどにつき、ご契約の保険金額限度) ● 公的医療保険制度の一部負担金など治療のために病院に支払った費用 ● 入退院・転院のための交通費 ● 医師の指示による薬剤・医療器具などの費用 (注) 労災保険からの給付などを差し引いてお支払いします。
<b>休業補償保険金</b>	ケガなどを被った日から180日以内、かつ、保険期間中に就業不能となった場合に、[ご契約の保険金日額×就業不能日数]をお支払いします。(同一の原因によるケガなどにつき、就業不能となった日から起算してご契約の期間(30日・60日・90日・180日・1年・2年のいずれか)が限度)

ケガなどの補償

**AIG損保 業務災害総合保険(ハイパー任意労災)**

	保険金の種類	保険金をお支払いする場合の概要
補償の範囲を拡げる特約	入院補償保険金等支払条件変更特約 (入院延長1200日用)	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 入院補償保険金：支払対象期間および支払限度日数を1200日に延長します。 ただし、ケガなどを被った日を含めて180日以内に入院した場合などに限ります。</li> <li>● 手術補償保険金：支払対象期間を1200日に延長します。 ただし、ケガなどを被った日を含めて180日以内に入院または通院した場合などに限ります。</li> <li>● 通院補償保険金：支払対象期間を、次の①から②までの間の期間に延長します。 ただし、入院補償保険金をお支払いする場合に限ります。                             <ul style="list-style-type: none"> <li>① ケガなどを被った日</li> <li>② 入院補償保険金がお支払されるべき期間の終了日の翌日から180日目</li> </ul> </li> </ul>
	入院補償保険金等支払条件変更特約 (通院延長180日用)	<p>通院補償保険金の支払限度日数を180日に延長します。 また、入院補償保険金をお支払いする場合は、通院補償保険金の支払対象期間を次の①から②までの間の期間に延長します。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① ケガなどを被った日</li> <li>② 入院補償保険金がお支払されるべき期間の終了日の翌日から180日目</li> </ul>
事業主の費用などに関する保険金	災害付帯費用補償保険金	死亡補償保険金または後遺障害等級第1級から第3級に相当する後遺障害補償保険金をお支払いする場合に、ご契約の保険金額の全額をお支払いします。
	災害死亡保険金	業務に従事中にケガなどにより亡くなった場合に、ご契約の保険金額の全額をお支払いします。 (注1)業務上疾病(業務を原因とする病気)や自殺行為により死亡した場合は、補償の対象になりません。
	葬祭見舞金	業務中、業務外にかかわらずケガや病気で保険期間中に亡くなり、葬儀が行われることに対して、災害補償規定などに基づき貴社が遺族などに支払った見舞金を、ご契約の保険金額を限度にお支払いします。 (注) 補償の対象となる方は、事業主、常勤※の法人役員、社員および常勤※のパート・アルバイトの方です。 ※常勤とは、ケガまたは病気を被った時の直前6か月間における、週あたりの平均労働日数が3日以上かつ週あたりの平均労働時間が15時間以上の場合をいいます。
業務災害に関する企業の賠償責任などの補償	事業主相談費用等保険金	補償対象者(従業員など)が、保険期間中に業務に伴いケガや病気を被ったことにより、貴社が負う責任の有無やその対応について弁護士に相談し、次の費用を負担した場合に、保険金をお支払いします。 保険期間中に国内で弁護士に法的な相談を行った費用、交渉等に要する費用、着手金、報酬金など(1災害につき100万円限度) (注) あらかじめ弊社の同意を得て貴社が弁護士に支払った費用に限ります。
	使用者賠償責任補償特約	補償対象者(従業員など)が、保険期間中に業務(通勤途上を含みます。)により被ったケガや病気について、貴社や役員等が法律上の損害賠償責任を負った場合に、次の損害を補償します。労災保険の補償の対象となる方に対する賠償保険金のお支払いにあたっては、労災保険の請求結果が必要です。 ● 損害賠償金、争訟・弁護士費用など(1災害につきご契約の保険金額限度) (注1) 貴社が建設業の場合、貴社の下請負人やその役員等の損害賠償責任も補償します。 (注2) 補償の対象となる方が派遣社員・下請作業員(一人親方を含みます。)などの場合は、日本国内でケガや病気を被った場合に限ります。 (注3) 損害賠償金額の決定や争訟・弁護士費用などの支出にあたっては、事前に弊社の承認が必要です。労災保険の給付額や貴社の法定外補償給付額などは差し引いてお支払いします。
	使用者賠償責任限定補償特約 (死亡のみ補償)	補償対象者(従業員など)が、保険期間中に業務(通勤途上を含みます。)により被ったケガや病気について、貴社や役員等が法律上の損害賠償責任を負った場合で、かつ死亡補償保険金をお支払いするときに、次の損害を補償します。労災保険の補償の対象となる方に対する賠償保険金のお支払いにあたっては、労災保険の認定が必要です。 ● 損害賠償金、争訟・弁護士費用など(1災害につきご契約の保険金額限度) (注1) 貴社が建設業の場合、貴社の下請負人やその役員等の損害賠償責任も補償します。 (注2) 補償の対象となる方が派遣社員・下請作業員(一人親方を含みます。)などの場合は、日本国内でケガや病気を被った場合に限ります。 (注3) 損害賠償金額の決定や争訟・弁護士費用などの支出にあたっては、事前に弊社の承認が必要です。労災保険の給付額や貴社の法定外補償給付額などは差し引いてお支払いします。

保険金の種類	保険金をお支払いする場合の概要
<p><b>病気の補償</b> 従業員などの被保険者(注1)が保険期間中に発病した病気が補償の対象です。業務中に発病した病気(精神障害や脳・心臓疾患など)に加え、日常生活で発病した病気も補償します。</p> <p>(注1)事業主、常勤※の法人役員、社員、常勤※のパート・アルバイトの方が対象となります。 ※常勤とは、病気を被った時の直前6か月における、週あたりの平均労働日数が3日以上、かつ週あたりの平均労働時間が15時間以上に該当する場合をいいます。</p>	
<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">病気の補償</p> <p><b>疾病入院医療費用保険金</b></p>	<p>保険期間中に日本国内で、公的医療保険制度や労災保険などを利用して入院を開始した場合または先進医療を受けた場合に、そのいずれか早い日から365日目月の末日までに負担した次の費用などをお支払いします。</p> <p>(1回の入院につきご契約の保険金額(50万円・80万円・100万円のいずれか)が限度となります。)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 入院時の治療費 入院による医療費の3割自己負担分をお支払いします。お支払額は高額療養費などを差し引いた額となります。</li> <li>● 食事療養費 入院時の食事療養費の自己負担分をお支払いします。</li> <li>● 差額ベッド代 差額ベッド代を[1万円×入院日数]を限度にお支払いします。 ただし、医師の指示、他の病室が空いていなかったなどの「治療上の必要性」があった場合にはこの限度額を超えても自己負担となった額をお支払いします。</li> <li>● 先進医療費用 先進医療(※1)を受けた場合に、先進医療の技術料をお支払いします。通院の場合も対象となります。</li> <li>● 交通費 入退院・転院時または先進医療を受けるための通院時の交通費をお支払いします。</li> <li>● 諸雑費 諸雑費として入院1日につき1,100円(2019年2月現在)をお支払いします。</li> <li>● 親族付添費(※2) 親族付添費として1日につき4,100円(2019年2月現在)、および付添いのための交通費・寝具料をお支払いします。</li> <li>● ホームヘルパーの雇入費用など ホームヘルパー・ベビーシッター・清掃代行サービス業者の雇入費用(※3)、保育所への預入費用(※3)、介護従事者の雇入費用、介護施設への預入費用をお支払いします。 (※1)「先進医療」とは、厚生労働大臣が認めた高度な医療技術の治療や手術をいい、先進医療を受けられる医療機関は厚生労働大臣が認める医療機関に限られます。詳細については、厚生労働省のホームページにてご確認ください。なお、「患者申出療養」として受けた診療行為は「先進医療」に該当しません。 (※2) 重篤な症状など所定の状態になった場合で、医師が認めた期間に限ります。 (※3) 医師が認めた付添期間中または家事従事者である被保険者(従業員など)の入院期間中に発生した費用に限ります。</li> </ul>
<p><b>疾病入院医療保険金</b></p>	<p>保険期間中に入院を開始した場合に、[ご契約の保険金日額×入院日数]をお支払いします。 1回の入院につき、ご契約の日数(30日・60日・90日のいずれか)が限度となります。</p>
<p><b>疾病入院療養一時金</b></p>	<p>ご契約時に定めた入院日数(5日・15日・30日のいずれか)以上の継続入院が必要と医師に診断された場合に、ご契約の保険金額の全額をお支払いします。 (同一の病気につき1回)</p>